

新年を迎え、気持ちも新たに仕事をスタートさせましょう。新年早々やるべきことがたくさんあります。もれのないように計画的に業務を進めましょう。

日	曜日	六曜	項 目
1	日	先負	元日
2	月	仏滅	振替休日
3	火	大安	
4	水	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（11月分） ●所得税の還付申告の受付開始（令和4年分）
5	木	先勝	
6	金	友引	小寒
7	土	先負	
8	日	仏滅	
9	月	大安	成人の日
10	火	赤口	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（12月分）
11	水	先勝	
12	木	友引	
13	金	先負	
14	土	仏滅	
15	日	大安	
16	月	赤口	
17	火	先勝	
18	水	友引	
19	木	先負	
20	金	仏滅	大寒 ●源泉所得税の納期限の特例納期限（前年7～12月分）
21	土	大安	
22	日	先勝	
23	月	友引	
24	火	先負	
25	水	仏滅	
26	木	大安	
27	金	赤口	
28	土	先勝	
29	日	友引	
30	月	先負	
31	火	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（12月分） ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払期限（第3期分）※口座振替を利用しない場合 ●労働者死傷病報告書の提出期限（休業日数1～3日の労災事故【10～12月】について報告） ●個人の県民税・市町村民税の納期限（第4期分）※市町村の条例で定める日まで ●税務署へ法定調書の提出期限 ●市区町村への給与支払報告書の提出期限 ●固定資産税の償却資産に関する申告期限 ●給与所得者の扶養控除等申告書の回収 ※最初の給与支払日の前日まで ●源泉徴収票の交付